

【火災編】

Q 1 これって火災？

自宅でてんぷらを揚げている最中に、電話が鳴ったので、目を離したところ、炎が上がり、台所の壁が焦げてしまいました。すぐに消火器で消したので、大事には至りませんでした。この場合消防署への連絡は必要でしょうか？



A 1

消火器での消火に成功されていますが、「壁が焦げてしまった」とのことですので、これは火災です。すぐに消防署へ連絡をお願いします。消防隊が、当時の状況などお聞きし、調査を行う流れとなります。調理中に限らず、仏壇のろうそくが倒れて座布団に燃え移った場合や、ガスこんろの火が、着ている洋服やエプロンなどに燃え移り火傷した場合なども同様です。判断に迷った場合は、お近くの消防署へご相談ください。

Q 2 消火器の補償

隣の家が火事になり、自宅の消火器を持って行き消火しました。消火器補償の対象になりますか？

A 2

はい。「初期消火協力に係る消火器の補償制度」の対象です。補償申請書に必要事項を記載のうえ、最寄りの消防署へ申請してください。※補償の対象外となる場合もありますので、あらかじめご連絡ください。申請方法の詳細についてはこちらをご確認ください。



https://www.chubu.saga.saga.jp/shobo/taisaku/_1216/_2041.html

Q 3 り災（被災）証明書

自宅が火事になったので、り災証明書を発行してもらいたいのですが・・・

A 3

「り災（被災）証明申請書」に必要事項を記入の上、管轄の消防署長へ申請してください。申請できる人は、り災（被災）した建物の、所有者、管理者、占有者、担保権者、保険契約者等となっています。代理の方が申請される場合は、委任状の提出をお願いします。

申請書・委任状（ <https://www.chubu.saga.saga.jp/shobo/shinseisho.html> ）



Q 4 野外焼却は禁止行為？

野外で焼却を行っていたら、近隣住民から注意を受けました。なぜダメなのでしょう？

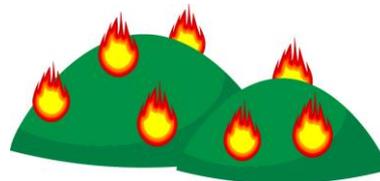


A 4

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。（16条の2）※罰則あり
野外焼却の火が、周囲の枯草や建物へ燃え移るといふ火災が多く発生しています。

詳細は各自治体のホームページをご覧ください。

- ・ 佐賀市 <https://www.city.saga.lg.jp/main/1662.html>
- ・ 多久市 <https://www.city.taku.lg.jp/soshiki/2/1446.html>
- ・ 小城市 <https://www.city.ogi.lg.jp/main/35645.html>
- ・ 神埼市 <https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/10688.html>
- ・ 吉野ヶ里町 https://www.town.yoshinogari.lg.jp/lifeinfo/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo_petto/4/1923.html
- ・ 佐賀県 <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361321/index.html>



Q 5

火災・地震・風水害などについて学びたいのですが、消防訓練や防火講話以外に何かありますか？

A 5

佐賀広域消防局の庁舎1階に「防災学習広場」があります。

こちらには、佐賀消防コーナー、佐賀散歩コーナー、地震体験コーナー、風水害体験コーナーなどが
ございます。

詳しくはこちらをご参照ください。（事前予約が必要なコーナーがあります。）

https://www.chubu.saga.saga.jp/shobo/about/_2046.html

問い合わせ先 佐賀消防署予防指導課 0952-33-6773

